

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第8、議案第14号 指定管理者の指定についてから日程第14、議案第20号 指定管理者の指定についてまでの7件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第8、議案第14号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第15号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第16号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第17号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員

の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第18号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第19号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第19号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第20号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第20号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

## 厚生常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、厚生常任委員会の審査の

報告を求めます。

安部 隆厚生常任委員長。

(安部 隆厚生常任委員長登壇)

○安部 隆厚生常任委員長 平成27年第2回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案11件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月11日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をしております。

それでは、議案第13号 訪問看護中に発生した事故に係る損害賠償の額の決定について申し上げます。

本案は、訪問看護中に発生した事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、この事故が発生したのは昨年3月であるが、その後の訪問看護については今までどのようになされてきたのかとの質疑がなされ、健康課長からは、骨折の治療のためにこれまで3回入院しているが、入院前後も含め、引き続き訪問看護を継続している状況であるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、長井市致芳児童センターの管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、全国的に保育士が不足しているとの情報があるが、今回の指定管理者評価シートの総合評価の中にも、長井市でも保育士が不足しているという表現が使われている。指定管理者に指定する団体である社会福祉協議会の保育士の状況はどうか。また、かつ

て課題として上げられていた社会福祉協議会の保育士の正職員と臨時職員の割合についてはどのように改善が図られたのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、社会福祉協議会全体の保育士は約60名であり、そのうち約半数が臨時の保育士という状況であり、市としても可能な限り改善を図るようお願いをしている。昨年度は2名の職員を採用しているようだが、まだ正職員の配置が十分になされていないと捉えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、そうだとすれば、致芳児童センターに限らず社会福祉協議会を指定管理者に指定するに当たっての指定管理料の人件費についてはどのように積算しているのか。指定管理料の考え方が改善されなければ正職員の配置は難しいと思うがどうかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、確かに2歳児担当の職員については、クラス担任は正職員として積算しているが、副担任については臨時として積算していることもある。2歳児の保育士の配置については6名の児童に対して1名の保育士となっており、致芳児童センターだと12名から13名の2歳児の利用があるので、本来であれば2名分を正職員で積算すべきであったと捉えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 長井市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の設定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定めるため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 長井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の設定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、効果的な支援の方法については今までと変わらないという説明を受けたが、このサービスが低下することはないと考えてよいかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、今回対象になるのは要支援1と2に係る効果的な支援である。新しい計画においては、予防事業について、一般介護予防事業を含めて介護予防・日常生活支援総合事業という新しいメニューも加えて取り組む予定である。これまでのレベルは守りながら、同時に新しい事業にも取り組んでいきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 長井市国民健康保険給付基金の設置管理処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、保険財政共同安定化事業の対象費用の拡大に伴い、給付基金からの充当先に共同事業拠出金を追加するため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に児童センター使用料を減額するに当たり、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険料の改定に伴い所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、一般質問でも確認したが、介護保険料の算出に当たっては3年間の加重平均値で出した結果が保険料の基準額、月額で5,640円ということでよいかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、3カ年の人数、さらに給付額等を積算し全体の必要額を出してから、基金の取り崩し額がある場合はそれを見込んで3カ年の保険料の必要額を算出した。各年度の予算については、全てこの計画どおりにいくとは思っていないが、基本的には3年間の見積もりを経た後で各年度の収支見積もりをしているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、介護保険法の仕組み上、一般会計からの繰り出しはしないことになっていると思うが、実際に繰り出しをしている自治体もある。どのように考えるかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、制裁措置がないといっても基本的にはその法律に従うことが大事だと思っている。一般財源から繰り入れることが恒常化すれば、財政的には非常に硬直化する要因にもなる。また、一般財源を投入するということは税金を使うことになるので、20歳から30歳代の若年層の理解が得られるかという問題もあるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、介護保険制度として到着点というのは広域的な取り組みであるべきと

思う。実際に移行するとなれば相当な準備期間も必要になるが、今からそういったことを発信していき、財政状況の差が直ちに介護保険の負担額にもろに影響しないようなシステムをつかっていくことが大事だと思っているがどうかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、各自治体の認定率の状況、介護保険の中でも予防中心に考える、あるいは在宅中心に考えるなど、その自治体に個性があるので、その部分をならしていくことが必要になる。最終的には国が制度を新たに新しく取り組んでいくという形でない、なかなか広域化するの難しいと思っている。ただ、総合的に考えていくことは必要ではないかということをお話をしていきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正するため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 長井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る効果的

な支援の方法に関する基準等の一部を改正するため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市霊園に建造した無縁塔の使用に関し、必要な事項を規定するに当たり所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号 長井市保育の実施に関する条例を廃止する条例の設定について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う児童福祉法の改正により、保育の実施基準についての条例委任規定がなくなったため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第15、議案第13号 訪問看護中に発生した事故に係る損害賠償の額の決定についてから日程第25、議案第45号 長井市保育の実施に関する条例を廃止する条例の設定についてまでの11件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第15、議案第13号 訪問看護中に

発生した事故に係る損害賠償の額の決定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、議案第21号 指定管理者の指定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第21号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第17、議案第28号 長井市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第28号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第18、議案第29号 長井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第29号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第19、議案第34号 長井市国民健康保険給付基金の設置管理処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第20、議案第35号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第21、議案第36号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第22、議案第37号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第23、議案第38号 長井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第24、議案第39号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第25、議案第45号 長井市保育の実施に関する条例を廃止する条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第45号は、厚生委員長報告のと

おり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭産業・建設常任委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

○町田義昭産業・建設常任委員長 平成27年第2回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案9件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、委員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。なお、請願の当該箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第22号 指定管理者の指定について及び議案第23号 指定管理者の指定についての2件について、関連がありますので一括して申し上げます。

この2議案は、長井市伊佐沢地区公民館運営協議会を指定管理者に指定し、議案第22号では長井市多目的研修センターの管理を行わせるため、また議案第23号では長井市伊佐沢コミュニティ施設の管理を行わせるため、それぞれ提案されたものであります。

審査に際し、農林課長からは、いずれも地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものであり、それぞれの指定期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。指定する団体は、平成24年度から同施設の指定管理者を務め、2期目に入るところであるとの説明を受けたところです。

質疑に入り、委員からは、指定管理者の職員